

西目屋村地域包括支援センター運営規程

(事業の目的)

第1条 西目屋村地域包括支援センター（以下「事業所」という）が行う事業は、地域ケアの拠点として、西目屋村に居住する高齢者が、住み慣れた地域において自分らしい安定した生活を送ることができるよう、多様な支援を継続的かつ包括的に提供し、地域高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を図る事を目的とする。

(運営の方針)

第2条 運営の方針は次に掲げるところによるものとする。

- (1) 要支援状態の悪化の防止に資するため、利用者が可能な限りその居宅において、その尊厳を保持し、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、各関係機関との連携を図り、利用者の選択に基づき介護予防支援サービス計画を作成する。
- (2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される介護予防サービス等が正当な理由なく特定の種類又は特定の事業所に偏することのないよう公平中立に行う。
- (3) 関係法令を遵守し、村の指示に従い、地域包括支援センター運営協議会の意見に反しない運営を行う。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称、所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 西目屋村地域包括支援センター
- (2) 所在地 青森県中津軽郡西目屋村大字田代字稲元143番地2

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 この事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 所長1名（特別養護老人ホーム白神荘園長と兼務）
所長は、この事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、職員の監督指導に当たる。
- (2) 職員 1名 介護支援専門員
介護支援専門員の職務は以下のとおりとする。
職務内容
①村が実施する高齢者の保健・福祉・医療各種事業の趣旨の普及啓発及び代理申請事務
②介護予防ケアマネジメント業務
③総合相談支援業務
④権利擁護業務
⑤包括的・継続的マネジメント事業
⑥その他、地域包括支援センター業務マニュアルに定める業務

(営業日及び営業時間)

第5条 事務所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 年中無休
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (3) 職員不在時は、併設している特別養護老人ホームのオンコール体制を確保する。

(介護予防支援の提供方法及び内容)

第6条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

提供方法

- (1) 利用者の相談を受ける場所 自宅・医療機関等・事業所内の相談室等
- (2) 使用する課題分析表の種類 基本チェックリスト
- (3) サービス担当者会議の開催場所 自宅・医療機関等・事業所内の相談室等
(テレビ電話装置等の活用含む)
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 少なくとも3ヶ月1回以上(災害及び感染症等の通常と異なる場合は、厚生労働省の指示に従う。又、状況に応じてテレビ電話装置等の活用を含む)

内 容

- (1) 面接調査
- (2) 介護予防サービス計画の作成
- (3) 指定介護予防サービス事業所・介護予防支援事業所との連絡調整等
- (4) 利用者が要介護状態となった場合、指定居宅介護支援事業所へ連絡調整等行う。

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは利用者の負担は無料とする。

(別紙1参照)

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、西目屋村とする。

(守秘義務について)

第9条 事業所、介護支援専門員及び職員は、介護予防支援を提供するうえで知り得た利用者又はその家族等に関する情報を正当な理由なく第三者に漏洩してはならない。

また、職員でなくなった後においても、これらの者の情報を保守すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

この守秘義務は、本契約が終了した後も継続する。

- 2 前項にかかわらず、利用者に係るサービス担当者会議等での利用など正当な理由がある場合には、事前に文書により同意を得たうえで、利用者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとする。

(緊急時、事故発生時における対応方法)

- 第10条 介護支援専門員は、現に指定介護予防支援の提供を行っているときに利用者に病状の急変、事故等が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに主治医、家族へ連絡を行うなどの必要な処置を講ずるとともに、村や関係機関に報告するものとする。
- 2 サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害保険会社の査定に基づいて速やかに賠償するものとする。

(苦情・ハラスメント処理体制について)

- 第11条 指定介護予防支援の提供について、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談及び受付窓口として介護支援専門員を充てるとともに、特別養護老人ホーム正面入口の事務室前及び在宅サービス事業所の入口に「皆様の声」(ご意見箱)を設置する。また、苦情は事業所の苦情処理委員会、法人が定めた第三者委員、村介護保険担当課、青森県国民健康保険団体連合会相談窓口、青森県運営適正化委員会にも申し送ることができる手順について説明し文書を配布する。
- 2 事業所は、提供した指定介護予防支援又は、自らが介護予防サービス計画に位置づけた指定介護予防サービス等(第6項において「指定介護予防支援等」という。)に対する利用者又は、その家族からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、提供した指定介護予防支援に関し、村が行う文書その他の物件の提出、若しくは紹介に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 事業所は、自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス又は指定密着型介護予防サービスに対する苦情の国民健康保険連合会の申し立てに関して、利用者に対して必要な援助を行うものとする。
- 5 事業所は、指定介護予防支援等に対する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定介護予防支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止及び身体拘束等の適正化に関する事項)

- 第12条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止及び身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的(年1回以上)に開催とともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - (3) 虐待を防止するため及び、身体拘束等の適正化のための定期的な研修の実施
 - (4) 成年後見制度の利用促進
 - (5) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者(利用者の家族高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを村に通報するものとする。

(勤務体制の確保に関する事項)

第14条 適切な介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ、相当な範囲を超えたものにより就業環境が害されることを防止するための必要な措置を講じるものとする。

(業務継続計画の策定等に関する事項)

第15条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、その計画継続に必要な措置を講じるものとする。介護支援専門員は計画を周知し、必要な研修及び訓練と見直しを定期的実施し、必要に応じて変更を行う。

(感染症の予防及び蔓延防止に関する事項)

第16条 感染症の予防及び蔓延防止のための指針を策定し対策を検討する委員会を6月に1回以上開催し、その結果を周知する。また研修と訓練を定期的実施する。

(電磁的記録に関する事項)

第17条 介護予防支援の提供にあたり、作成、保存他の書面を電磁的記録により代えることができるものとし、また、交付、説明、同意、承諾等は相手方の同意を得て電磁的方法によることができるものとする。

(その他の運営についての留意事項)

第18条 介護予防支援等の資質の向上のために、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修期間が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務体制を整備する。又、研修後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は復命を行うものとする。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 関係機関の研修に年1回以上参加

2 この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、社会福祉法人つがる三和会と事業所の所長との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、令和6年7月1日から施行する。